

社援発0330第1号
平成30年3月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

平成30年度の援護年金額について
(戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定
に関する政令の一部を改正する政令について (施行通知))

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令(平成30年政令第120号)が3月30日に別添1のとおり公布されたが、この政令により、平成30年度の援護年金額は据え置くことが決定したので、御了知願いたい。(別添2参照)

記

第1 改正の内容

平成30年度の援護年金の額に係る改定率を、0.978とすること。
改定率が1以下であるため、援護年金額は前年度から据置きとなること。

第2 施行期日

平成30年4月1日